

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和元年10月8日

東京都作業部会確認 令和元年10月9日

事業名

案件名 お台場海浜公園水中スクリーン設置撤去工事の発注について(2020 本大会)

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業は「仮設インフラ等の整備」であり、都が負担することは大枠合意に基づくものである。 本事業は、マラソンスイミング競技及びトライアスロン競技実施に必要となるものである。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、役割分担に関らず、オーバーレイ、仮設インフラ等の整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOCおよびIF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能である。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	本委託は、マラソンスイミング競技及びトライアスロン競技を行う当該水域において、良好な競技環境を確保するために必要な業務である。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 港湾局が平成30年度に実施した実証実験に基づく仕様であり、最も確実かつ効率的に目的を達成できる内容である。 スクリーンの長さ及び設置期間は、関係者調整等をおこなった最小限の範囲としている。 東京都積算基準を基に積算しており、単価及び数量が妥当であることを確認した。
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、特命随意契約を行うこととなっているが、事業者は水質対策施設設計に精通し、2020年本番大会を見据えて行った平成30年実証実験の施設設計や平成31年テストイベント時の水中スクリーン敷設を行い、また、関連する諸条件を熟知している。実験施設や工事区域周辺、事業内容への相当の知見があることから、効率的かつ経費縮減が期待でき、本契約方法は支障がないと考える。 また、東京都積算基準に従い、都発注の工事と同様の積算を行っており、妥当な金額と考える。

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>・大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設インフラ等の整備」であり、公費負担の対象として適切であるとする。また、V3の予算内に収まることを確認した。</p>	
---------------------------------------	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。